○関東地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日　関東地方整備局長　大西　亘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
牛久市遠山町字馬内一〇三番六から土浦市中字竹ノ下二六六番一まで	前 A	一一・一六～八六・〇〇（メートル）	一二・七五二（キロメートル）	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・D	三四・七〇～一七五・〇〇	六・四六三	
	前 C	二八・〇二～一四五・六二	一・二六〇	
	後 A	一一・一六～八六・〇〇	一二・七五二	
	後 B・D	三四・七〇～一七五・〇〇	八・三三三	
	後 E	二八・〇二～一四五・六二	一・二六〇	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十八号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十九年三月十四日　近畿地方整備局長　池田　豊人

名称　淀川河川公園

位置　京都府八幡市八幡在応寺

区域　別紙図面のとおり（略）

（国土交通省近畿地方整備局に閲覧所を設け、平成二十九年三月十四日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十九年三月二十五日

○中国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
江津市渡津町五七〇番一から浜田市下府町一八二〇番二まで	前 BA	六・三〇～七五・五〇（メートル）	一七・八七四（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		一一・二五～一〇八・〇〇	二・八三八	
	後 BA	六・三〇～七五・五〇	一七・八七四	
		一一・二五～一〇八・〇〇	二・八三八	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

三月十日内閣から提出した議案は次のとおりである。

万国郵便連合憲章の第九追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国と チェコ共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律案

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

地方自治法等の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

医療法等の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案

港湾法の一部を改正する法律案

住宅宿泊事業法案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、福島地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件

質問書提出

三月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

テロリズムの定義などに関する質問主意書（逢坂誠二提出）

麻生財務大臣によるＪＲ北海道とＪＲ東日本の合併発言に関する再質問主意書（逢坂誠二提出）

答弁書受領

三月十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中根康浩提出健康増進法と労働安全衛生法における歯科健診に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩提出平成二十九年二月二十二日衆議院予算委員会第五分科会における質問の答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出麻生財務大臣によるＪＲ北海道とＪＲ東日本の合併発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出経済産業省内執務室扉の施錠の意義に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出内閣総理大臣の日本国憲法の改正発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出カジノを合法化する法案と刑法の賭博に関する法制との整合性に関する質問に対する答弁書